

「輸入公表三の7に基づく貨物（種の保存法に係る国内希少野生動植物種）の輸入に関する確認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）  
 ○輸入公表三の7に基づく貨物（種の保存法に係る国内希少野生動植物種）の輸入に関する確認について（平成6年3月1日付け輸入注意事項6第2号）

改正後	現 行
<p>1・2 (略)</p> <p><b>3 事前確認審査基準</b>  <u>当該事前確認申請が2に従って行われたものであることを確認の上、確認を行うものとする。なお、輸入する貨物がワシントン条約対象種であるときは、次の要件をすべて満たす場合に確認を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) ワシントン条約締約国会議又は常設委員会において禁止を勧告された取引に該当しないこと。</u></p> <p><u>(2) ワシントン条約事務局がその動植物等の輸出国又は原産国に事前協議すべき懸念のある種として通知したものについて、当該事前協議を行った場合に、当該個体又はその繁殖に係る親個体や創始個体群 (founder stock) 等の合法的取得を否定する情報が確認されていないこと。</u></p> <p><u>(3) その他ワシントン条約を誠実に履行する観点から適当な取引であると認められること。</u></p> <p><b>4 提出先</b>  <u>貿易経済安全保障局貿易管理部野生動植物貿易審査室</u></p> <p>[別紙様式] (略)</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><b>3 提出先</b>  <u>貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室</u></p> <p>[別紙様式] (略)</p>

「ワシントン条約に基づく輸入許可書の申請手続等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○ワシントン条約に基づく輸入許可書の申請手続等について（平成11年2月1日付け輸入注意事項11第1号）

改正後	現 行
<p>1・2 (略)</p> <p>3 記載要領</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 「5 a. 目的」の欄 輸入の目的を次の記号により記載する。 記号 <u>T：商業 (Commercial)</u> Z：動物園 (Zoo) G：植物園 (Botanical Garden) <u>Q：サーカス又は移動展示 (Circus or travelling exhibition)</u> S：科学研究 (Scientific) <u>H：ハンティングトロフィー (Hunting trophy)</u> <u>P：個人用 (Personal)</u> <u>M：生物・医学研究 (Medical(including biomedical research) )</u> <u>E：教育 (Educational)</u> <u>N：野生への返還又は野生化 (Reintroduction or introduction into the wild)</u> B：飼育繁殖又は人工繁殖 (Breeding in captivity or artificial propagation) <u>L：法執行 (Law enforcement / judicial / forensic)</u></p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(8) 「8. 貨物の詳細」の欄 輸入する貨物の状態（生きている動植物、はく製又は血液など）を詳細に記載する。また、貨物にマークが付されている場合には、マークの数とタイプ（タグ、識別マーク、リング等）を記載する。生きている動物は、可能な限り性別及び生年月日を記載する。</p> <p>(9) 「9. 附属書・出所」の欄 附属書番号については、附属書 I を示す「I」を、出所については次の区分に従って該当する記号を記載する。 記号 W：野生から取得した動植物並びにこれらの個体の一部及び派生物</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 記載要領</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 「5 a. 目的」の欄 輸入の目的を次の記号により記載する。 記号 (新設) Z：動物園 (Zoo) G：植物園 (Botanical Garden) (新設) S：科学研究 (Scientific) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)</p> <p>B：飼育繁殖又は人工繁殖 (Breeding in captivity or artificial propagation) (新設)</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(8) 「8. 貨物の詳細」の欄 輸入する貨物の状態（生きている動植物、はく製又は血液など）を詳細に記載する。また、貨物にマークが付されている場合には、マークの数とタイプ（タグ、識別マーク、リング等）を記載する。生きている動物は、可能な限り性別及び年齢を記載する。</p> <p>(9) 「9. 附属書・出所」の欄 附属書番号については、附属書 I を示す「I」を、出所については次の区分に従って該当する記号を記載する。 記号 W：野生から取得した動植物及びその派生物</p>

改正後	現 行																								
<p><u>X：「いずれの国の管理下にもない海洋環境」において取得された動植物並びにこれらの個体の一部及び派生物</u></p>	(新設)																								
<p><u>R：ランチング事業から生まれた動物（自然界から卵又は幼体の段階で採取され、管理された環境で飼育された動物であり、自然環境下では成体まで生存する可能性が極めて低いと考えられるもの）並びにその個体の一部及び派生物</u></p>	(新設)																								
<p><u>D：商業目的で飼育により繁殖させた条約附属書 I に掲げる動物（決議12. 10に従い登録された事業により繁殖させたものに限る。）又は商業目的で人工的に繁殖させた附属書 I に掲げる植物であって条約第7条第4項の規定に基づき輸出されるもの並びにこれらの個体の一部及び派生物</u> (削る)</p>	(新設)																								
<p><u>A：人工的に繁殖させた植物（決議11. 11において定義される「人工繁殖」の要件を満たすものであって、条約第7条第5項の規定に基づき輸出されるもの（附属書 I に掲げる植物にあつては、非商業目的で繁殖させたもの））並びにその個体の一部及び派生物</u></p>	<p><u>F：飼育により繁殖させた動物（「C」の区分に該当しないもの）及びその派生物</u>  <u>A：人工的に繁殖させた植物（非商業目的で繁殖させたもの）及びその派生物</u></p>																								
<p><u>C：飼育により繁殖させた動物（決議10. 16において定義される「制御された環境で生まれたか又はその他の方法で産出された標本」の要件を満たすものであって条約第7条第5項の規定に基づき輸出されるもの）並びにその個体の一部及び派生物</u></p>	<p><u>C：飼育により繁殖させた動物（決議10. 16において定義される「制御された環境で生まれたか又はその他の方法で産出された標本」の要件を満たすもの）及びその派生物</u></p>																								
<p><u>F：飼育により繁殖させた動物（「C」の区分に該当しないもの）並びにその個体の一部及び派生物</u></p>	(新設)																								
<p><u>Y：補助生産の植物（決議11. 11において定義される「補助生産から得られた植物」の要件を満たすもの）並びにその個体の一部及び派生物</u></p>	(新設)																								
<p><u>U：出所不明の動植物並びにこれらの個体の一部及び派生物</u></p>	(新設)																								
<p><u>I：没収又は押収された動植物並びにこれらの個体の一部及び派生物</u></p>	(新設)																								
<p><u>O：条約適用前に取得された動植物並びにこれらの個体の一部及び派生物</u></p>	(新設)																								
<p>(10) 「10. 数量・重量」の欄  輸入する貨物の合計の数量及び重量並びにその単位を記載する。数量及び重量の双方の記載が困難な場合には、いずれか一方を記載すること。  なお、記載する単位には曖昧な単位を用いないこと。</p>	<p>(10) 「10. 数量・重量」の欄  輸入する貨物の合計の数量及び重量並びにその単位を記載する。数量及び重量の双方の記載が困難な場合には、いずれか一方を記載すること。  なお、記載する単位には曖昧な単位を用いないこと。</p>																								
<p>単位の例</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th>単 位</th> <th>記 号</th> <th>単 位</th> <th>記 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平方メートル</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>キログラム</td> <td>kg</td> </tr> <tr> <td>枚・片・個・頭・匹・株</td> <td>no.</td> <td>フラスコ</td> <td>flask</td> </tr> </tbody> </table>	単 位	記 号	単 位	記 号	平方メートル	m <sup>2</sup>	キログラム	kg	枚・片・個・頭・匹・株	no.	フラスコ	flask	<p>単位の例</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th>単 位</th> <th>記 号</th> <th>単 位</th> <th>記 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平方メートル</td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>キログラム</td> <td>kg</td> </tr> <tr> <td>枚・片・個</td> <td>no.</td> <td>頭・匹</td> <td>head</td> </tr> </tbody> </table>	単 位	記 号	単 位	記 号	平方メートル	m <sup>2</sup>	キログラム	kg	枚・片・個	no.	頭・匹	head
単 位	記 号	単 位	記 号																						
平方メートル	m <sup>2</sup>	キログラム	kg																						
枚・片・個・頭・匹・株	no.	フラスコ	flask																						
単 位	記 号	単 位	記 号																						
平方メートル	m <sup>2</sup>	キログラム	kg																						
枚・片・個	no.	頭・匹	head																						

改正後

現行

(11) ~ (14) (略)  
4・5 (略)

フラスコ flask 株 plant  
(11) ~ (14) (略)  
4・5 (略)



別紙様式 1 - (1)  
(表)

別紙様式 1 - (1) ~ 別紙様式 1 - (3) (略)

別紙様式 1 - (1)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明申請書

CITES permit/certificate: Government of Japan

 <p><b>CONVENTION ON INTERNATIONAL TRADE IN ENDANGERED SPECIES OF WILD FAUNA AND FLORA</b></p>	<p>1. 書類の種類 Type of document</p> <p><input type="checkbox"/> 輸出 / export permit</p> <p><input type="checkbox"/> 再輸出 / re-export certificate</p> <p><input type="checkbox"/> 輸入 / import permit</p> <p><input type="checkbox"/> その他 / other</p>	<p>Page of</p> <p>1a. 許可書・証明書番号 Original Permit/Certificate No.</p> <p>2. 有効期限 Valid until</p>	
	<p>3. 輸入者 Importer (name, address and country)</p>	<p>4. 輸出者/再輸出者 Exporter / Re-exporter (name, address and country)</p>	
<p>5. 特別条件 Special conditions ※ 政府記入欄 For the government use only</p>		<p>5a. 目的 Purpose of transaction</p> <p>5b. Security stamp No.</p> <p>6. 日本国管理当局 Issuing Management Authority</p> <p>Trade and Economic Security Bureau Ministry of Economy, Trade and Industry (METI) 1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8501 <b>JPN</b></p> 	
<p>A</p>	<p>7a. 動植物種の一般名 Common name of species</p>	<p>8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)</p>	<p>9. 附属書・出所 Appendix, Source</p>
	<p>7b. 動植物種の学術名 Scientific name of species</p>		<p>10. 数量・重量 Quantity (including unit)</p>
	<p>11. 原産国 Country of origin</p>	<p>11a. 輸出許可書番号 Export permit No.</p>	<p>11b. 発行日 Date of issue</p>
	<p>12. 最終再輸出国 Country of last re-export</p>	<p>12a. 再輸出証明書番号 Re-export certificate No.</p>	<p>12b. 発行日 Date of issue</p>
<p>7a. 動植物種の一般名 Common name of species</p>	<p>8. 貨物の詳細 Description of Part or Derivative, including identifying marks or number (date of birth/sex if live)</p>	<p>9. 附属書・出所 Appendix, Source</p>	



改正後

現 行

**Y** Specimens of plants that fulfill the definition for 'assisted production' in Resolution Conf. 11.11, as well as parts and derivatives thereof  
**U** Source unknown **must be justified**  
**I** Confiscated or seized specimens  
**O** Pre-Convention

10. Indicate the total number and quantity of specimens, if this is not possible, either of them and specify the unit of measurement used. Do not use general terms.  
 When specifically noting the amount of regulated specimens contained in the manufactured product (s), angle brackets (< >) shall be used. A period (.) shall be used as the decimal separator when indicating fractional values.

11- 11a.  
 The country of origin is the country in which the specimens were taken from the wild, bred in captivity or artificially propagated, except in the case of plant specimens that cease to qualify for an exemption from the provisions of CITES. In such instances, the country of origin is deemed to be the country in which the specimens ceased to qualify for the exemption. Indicate the number of the permit or certificate of the exporting country and the date of issuance. If all or part of the information is not known, this should be justified in block 5. This block must only be completed in case of re-exports

12 - 12a.  
 The country of last re-export is the country from which the specimens were re-exported before entering the country in which the present document is issued. Enter the number of the re-export certificate of the country of last re-export and its date of issuance. If all or part of the information is not known, this should be justified in block 5. This block must only be completed in case of re-export of specimens previously re-exported.

14. Enter the number of the bill of lading or air waybill if the method of transport used requires the use of such a document.

② The official of Management Authority must complete following blocks.

- 1a. The original permit/certificate number is a unique number allocated to each document by the Management Authority.
- 2. For export permits and re-export certificates, the date of expiry of the document may not be more than six months after the date of issuance (one year for import permits).
- 5. Special conditions may refer to national legislation or special conditions placed on the shipment by the issuing Management Authority. This block can also be used to justify the omission of certain information.
- 5b. Indicate the number of the security stamp affixed in block 13.
- 6. The name, address and country of the issuing Management Authority.

13. To be completed by the official who issues the permit. The name of the official must be written in full. The security stamp must be affixed in this block and must be cancelled by the signature of the

③ The official of Customs must complete following blocks

15. To be completed by the official who inspects the shipment at the time of export or re-export. Enter the quantities, name of port, date of permission, signature and a stamp.

(注) 用紙の大きさは、A列用紙とする。

**Y** 補助生産の植物 6条第11.11によるて定義される 補助生産から得られた植物 の要件を満たすもの  
**U** 出所不明 **正当化が必要**  
**I** 没収又は捕獲された植物  
**O** 条約発効前取得された植物

10. 取付はする植物の合計の数量及び単位は、その数量単位を記入し、数量の単位が記入が困難な場合は、しりとりか一方を記入し、括弧内に数量の単位を用いること。製造物に含まれる規制種を注記する場合は、角括弧「< >」を用いて記載すること。小数点を示す際は、ピリオド「.」を用いて記載すること。

11 - 11a.  
 輸出国の産地国又は採集地、その国が発給した再輸出許可書番号及び発給日を記入。この欄は、再輸出の場合のみ記入。

12 - 12a.  
 再輸出の最終再輸出国又は採集地、その国が発給した再輸出許可書番号及び発給日を記入。この欄は、以前に再輸出された標本の再輸出の場合のみ記入。

14. 輸送方法が、船積運送又は航空運送などの使用を必要とする場合は、それらの書類の番号を記入（番号が空白に記入すること）。

② 管理当局の担当者等は、以下の項目を記入する

- 1a. 許可書、証明書番号
- 2. 有効期限 輸出/再輸出は6ヶ月、輸入は1年
- 5. 特別条件
- 5b. 13欄に貼付されるセキュリティスタンプの番号
- 6. この書類を発給する管理当局の名称及び住所

13. この書類が発給日、この書類を発給する権限を有する者の署名及び氏名を記載し、公印を捺印の上、セキュリティスタンプを貼付

③ 税関の担当者等は以下の項目を記入する

15. 税関検閲による、輸出/再輸出数量、数量、輸出/再輸出日数、許可日、署名の記載及び捺印

別紙様式1 - (2)・別紙様式1 - (3) (略)

「ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について」の一部を改正する規程新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

○ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について (平成19年3月6日付け輸入注意事項19第4号)

改正後		現 行	
<p><b>1 輸入承認申請の対象</b>                      (1)・(2) (略)                      (注)                      1. 上記①の場合、輸入承認申請を行おうとする者は、<u>輸出する国又は地域の管理当局等がワシントン条約第3条の手続きのために輸入許可書の発行を求めていることを確認すること。</u>                       2・3 (略)                      4. 上記④は、繁殖証明書に記載されているワシントン条約動植物及びその派生物の出所を示す記号が<u>A又はC</u>である場合に限る。(上記①の場合を除く。)                      5. 上記⑤は、移動展示証明書に記載されているワシントン条約動植物及びその派生物の出所を示す記号が<u>D、A、C又はO</u>であり、かつ、輸出の目的を示す記号がQ (サーカス及び移動展示) である場合に限る。(上記①、②及び④の場合を除く。)</p>		<p><b>1 輸入承認申請の対象</b>                      (1)・(2) (略)                      (注)                      1. 上記①の場合、輸入承認申請を行おうとする者は、<u>輸出する国又は地域に対して、輸入しようとするワシントン条約動植物及びその派生物の出所を示す記号がW、F、C、A又はRであることを確認し、また、当該国又は地域 (記号がC及びAの場合には、当該国又は地域の管理当局等) がワシントン条約第3条の手続きのために輸入許可書の発行を求めていることを確認すること。</u>                       2・3 (略)                      4. 上記④は、繁殖証明書に記載されているワシントン条約動植物及びその派生物の出所を示す記号が<u>C又はA</u>である場合に限る。(上記①の場合を除く。)                      5. 上記⑤は、移動展示証明書に記載されているワシントン条約動植物及びその派生物の出所を示す記号が<u>O、C又はA</u>であり、かつ、輸出の目的を示す記号がQ (サーカス及び移動展示) である場合に限る。(上記①、②及び④の場合を除く。)</p>	
記号	出所の区分	記号	出所の区分
W	野生から取得した動植物並びにこれらの個体の一部及び派生物	W	野生から取得した動植物及びその派生物
X	<u>「いずれの国の管理下にもない海洋環境」において取得された動植物並びにこれらの個体の一部及び派生物</u>	(新設)	(新設)
R	<u>ランチング事業から生まれた動物 (自然界から卵又は幼体の段階で採取され、管理された環境で飼育された動物であり、自然環境下では成体まで生存する可能性が極めて低いと考えられるもの) 並びにその個体の一部及び派生物</u>	(新設)	(新設)
(削る)	(削る)	F	<u>飼育により繁殖させた動物 (記号「C」の区分に該当しないもの) 及びその派生物</u>
D	<u>商業目的で飼育により繁殖させた条約附属書 I に掲げる動物 (決議 12. 10 に従い登録された事業により繁殖させたものに限る。) 又は商業目的で人工的に繁殖させた附属書 I に掲げる植物であって条約第7条第4項の規定に基づき輸出されるもの並びにこれらの個体の一部及び派生物</u>	D	<u>決議 12. 10 に従い登録された事業により繁殖させた動物又は人工的に繁殖させた植物 (商業目的で繁殖させたもの) 及びその派生物</u>

改正後		現行	
A	人工的に繁殖させた植物（決議11.11において定義される「人工繁殖」の要件を満たすものであって、条約第7条第5項の規定に基づき輸出されるもの（附属書Iに掲げる植物にあっては、非商業目的で繁殖させたもの）並びにその個体の一部及び派生物	(新設)	(新設)
C	飼育により繁殖させた動物（決議10.16において定義される「制御された環境で生まれたか又はその他の方法で産出された標本」の要件を満たすものであって条約第7条第5項の規定に基づき輸出されるもの）並びにその個体の一部及び派生物	C	飼育により繁殖させた動物（決議10.16において定義される「制御された環境で生まれたか又はその他の方法で産出された標本」の要件を満たすもの）及びその派生物
(削る)	(削る)	A	人工的に繁殖させた植物（非商業目的で繁殖させたもの）及びその派生物
F	飼育により繁殖させた動物（「C」の区分に該当しないもの）並びにその個体の一部及び派生物	(新設)	(新設)
(削る)	(削る)	R	ランチング事業から生まれた動物及びその派生物
Y	補助生産の植物（決議11.11において定義される「補助生産から得られた植物」の要件を満たすもの）並びにその個体の一部及び派生物	(新設)	(新設)
U	出所不明の動植物並びにこれらの個体の一部及び派生物	(新設)	(新設)
I	没収又は押収された動植物並びにこれらの個体の一部及び派生物	(新設)	(新設)
O	条約適用前に取得された動植物並びにこれらの個体の一部及び派生物	O	条約適用前に取得された動植物及びその派生物
<p>6. 上記⑥は、次の要件を満たすもの（ATAカルネ手帳（注）に記載された情報等により当該証明書として同等の内容が確認できる場合を含む。）に限る。 イ）・ロ）（略） ハ）商品見本証明書に記載されているワシントン条約動植物及びその派生物の出所を示す記号が<u>D、A、C又はO</u>であること。 （注）（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 輸入承認基準</p> <p>(1) 当該輸入承認申請が2に従って行われたものであることを確認の上、次の要件をすべて満たす場合に承認を行うものとする。</p> <p>① （略）</p> <p>②ワシントン条約事務局がその動植物等の輸出国又は原産国に事前協議すべき懸念のある種として通知したものについて、当該事前協議を行った場合に、当該個体</p>		<p>6. 上記⑥は、次の要件を満たすもの（ATAカルネ手帳（注）に記載された情報等により当該証明書として同等の内容が確認できる場合を含む。）に限る。 イ）・ロ）（略） ハ）商品見本証明書に記載されているワシントン条約動植物及びその派生物の出所を示す記号が<u>D、C、A又はO</u>であること。 （注）（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 輸入承認基準</p> <p>(1) 当該輸入承認申請が2に従って行われたものであることを確認の上、次の要件をすべて満たす場合に承認を行うものとする。</p> <p>① （略）</p> <p>②ワシントン条約事務局がその動植物等の輸出国又は原産国に事前協議すべき懸念のある種として通知したものについて、当該事前協議を行った場合に、当該個体</p>	

改正後	現 行
<p>又はその繁殖に係る親個体や創始個体群 (founder stock) 等の合法的取得を否定する情報が確認されていないこと。</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>4~6 (略)</p> <p>[別紙様式1] ~ [別紙様式7] (略)</p>	<p>またはその繁殖に係る親個体や創始個体群 (founder stock) 等の合法的取得を否定する情報が確認されていないこと。</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p> <p>4~6 (略)</p> <p>[別紙様式1] ~ [別紙様式7] (略)</p>

「お知らせ 輸入貿易管理令に基づく承認を要しないワシントン条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸入許可書の申請手続等について」の一部を改正する規程新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

○お知らせ 輸入貿易管理令に基づく承認を要しないワシントン条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸入許可書の申請手続等について (平成21年5月21日付け)

改正後	現 行
<p>1～3 (略)</p> <p>4 許可基準</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) ワシントン条約締約国会議又は常設委員会において禁止を勧告された取引に該当しないこと。</u></p> <p><u>(6) ワシントン条約事務局がその動植物等の輸出国又は原産国に事前協議すべき懸念のある種として通知したものについて、当該事前協議を行った場合に、当該個体又はその繁殖に係る親個体や創始個体群 (founder stock) 等の合法的取得を否定する情報が確認されていないこと。</u></p> <p><u>(7) その他ワシントン条約を誠実に履行する観点から適当な取引であると認められること。</u></p> <p>5 輸入許可書の記載要領</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 「5 a. 目的」の欄 輸入の目的を次の記号により記載する。 記号 <u>T: 商業 (Commercial)</u> Z: 動物園 (Zoo) G: 植物園 (Botanical Garden) <u>Q: サーカス又は移動展示 (Circus or travelling exhibition)</u> S: 科学研究 (Scientific) <u>H: ハンティングトロフィー (Hunting trophy)</u> <u>P: 個人用 (Personal)</u> M: 生物・医学研究 (Medical(including biomedical research) ) <u>E: 教育 (Educational)</u> <u>N: 野生への返還又は野生化 (Reintroduction or introduction into the wild)</u> B: 飼育繁殖又は人工繁殖 (Breeding in captivity or artificial propagation)</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 許可基準</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>5 輸入許可書の記載要領</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 「5 a. 目的」の欄 輸入の目的を次の記号により記載する。 記号 (新設) Z: 動物園 (Zoo) G: 植物園 (Botanical Garden) (新設) S: 科学研究 (Scientific) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) B: 飼育繁殖又は人工繁殖 (Breeding in captivity or artificial propagation)</p>

改正後	現行
<p><u>L：法執行 (Law enforcement / judicial / forensic)</u></p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(8) 「8. 貨物の詳細」の欄  輸入する貨物の状態（生きている動植物、はく製又は血液など）を詳細に記載する。また、貨物にマークが付されている場合には、マークの数とタイプ（タグ、識別マーク、リング等）を記載する。生きている動物は、可能な限り性別及び生年月日を記載する。</p> <p>(9) 「9. 附属書・出所」の欄  附属書番号については、附属書 I を示す「I」を、出所については次の区分に従って該当する記号を記載する。  記号  W：野生から取得した動植物並びにこれらの個体の一部及び派生物  X：<u>「いずれの国の管理下にもない海洋環境」において取得された動植物並びにこれらの個体の一部及び派生物</u>  R：<u>ランチング事業から生まれた動物（自然界から卵又は幼体の段階で採取され、管理された環境で飼育された動物であり、自然環境下では成体まで生存する可能性が極めて低いと考えられるもの）並びにその個体の一部及び派生物</u>  D：<u>商業目的で飼育により繁殖させた条約附属書 I に掲げる動物（決議12. 10に従い登録された事業により繁殖させたものに限る。）又は商業目的で人工的に繁殖させた附属書 I に掲げる植物であって条約第7条第4項の規定に基づき輸出されるもの並びにこれらの個体の一部及び派生物</u>  (削る)</p> <p>A：<u>人工的に繁殖させた植物（決議11. 11において定義される「人工繁殖」の要件を満たすものであって、条約第7条第5項の規定に基づき輸出されるもの（附属書 I に掲げる植物にあっては、非商業目的で繁殖させたもの））並びにその個体の一部及び派生物</u></p> <p>C：<u>飼育により繁殖させた動物（決議10. 16において定義される「制御された環境で生まれたか又はその他の方法で産出された標本」の要件を満たすものであって条約第7条第5項の規定に基づき輸出されるもの）並びに個体の一部及び派生物</u></p> <p><u>F：飼育により繁殖させた動物（「C」の区分に該当しないもの）並びにその個体の一部及び派生物</u></p> <p><u>Y：補助生産の植物（決議11. 11において定義される「補助生産から得られた植</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>(8) 「8. 貨物の詳細」の欄  輸入する貨物の状態（生きている動植物、はく製又は血液など）を詳細に記載する。また、貨物にマークが付されている場合には、マークの数とタイプ（タグ、識別マーク、リング等）を記載する。生きている動物は、可能な限り性別及び年齢を記載する。</p> <p>(9) 「9. 附属書・出所」の欄  附属書番号については、附属書 I を示す「I」を、出所については次の区分に従って該当する記号を記載する。  記号  W：野生から取得した動植物及びその派生物</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>F：飼育により繁殖させた動物（「C」の区分に該当しないもの）及びその派生物</u></p> <p>A：<u>人工的に繁殖させた植物（非商業目的で繁殖させたもの）及びその派生物</u></p> <p>C：<u>飼育により繁殖させた動物（決議10. 16において定義される「制御された環境で生まれたか又はその他の方法で産出された標本」の要件を満たすもの及びその派生物</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後

現行

物」の要件を満たすもの) 並びにこれらの個体の一部及び派生物  
 U：出所不明の動植物並びにこれらの個体の一部及び派生物  
 I：没収又は押収された動植物並びにこれらの個体の一部及び派生物  
 O：条約適用前に取得された動植物並びにこれらの個体の一部及び派生物

(10) 「10. 数量・重量」の欄

輸入する貨物の合計の数量及び重量並びにその単位を記載する。数量及び重量の双方の記載が困難な場合には、いずれか一方を記載すること。

なお、記載する単位には曖昧な単位を用いないこと。

単位の例

単 位	記 号	単 位	記 号
平方メートル	m <sup>2</sup>	キログラム	kg
枚・片・個・頭・匹・株	no.	フラスコ	flask

(11) ~ (14) (略)

6・7 (略)


別紙様式1-(1)

(表)

別紙様式1-(1)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明申請書

CITES permit/certificate: Government of Japan

	1. 書類の種類 Type of document <input type="checkbox"/> 輸出 / export permit <input type="checkbox"/> 再輸出 / re-export certificate <input type="checkbox"/> 輸入 / import permit <input type="checkbox"/> その他 / other	Page of 1a. 許可書・証明書番号 Original Permit/Certificate No. 2. 有効期限 Valid until
	3. 輸入者 Importer (name, address and country)	4. 輸出者/再輸出者 Exporter / Re-exporter (name, address and country)
5. 特別条件 Special conditions ※ 政府用欄 For the government use only		5a. 目的 Purpose of transaction 5b. Security stamp No. 6. 日本国管理当局 Issuing Management Authority

(新設)

(新設)

(新設)

(10) 「10. 数量・重量」の欄

輸入する貨物の合計の数量及び重量並びにその単位を記載する。数量及び重量の双方の記載が困難な場合には、いずれか一方を記載すること。

なお、記載する単位には曖昧な単位を用いないこと。

単位の例

単 位	記 号	単 位	記 号
平方メートル	m <sup>2</sup>	キログラム	kg
枚・片・個	no.	頭・匹	head
フラスコ	flask	株	plant

(11) ~ (14) (略)

6・7 (略)

別紙様式1-(1) ~ 別紙様式1-(3) (略)



改正後

現行

5a. The following purpose codes should be used:
T for Commercial, Z for Zoo, G for Botanical garden, Q for Circus or travelling exhibition
S for Scientific, H for Hunting trophy, P for Personal, M for Medical (including biomedical research)
E for Education, N for Reintroduction or introduction into the wild
B for Breeding in captivity or artificial propagation, L for Law enforcement / judicial / forensic

7. Indicate the scientific name (genus and species, where appropriate subspecies) of the animal or plant as it appears in the Convention Appendices or the reference lists approved by the Conference of the Parties, and the common name of the animal or plant as known in the country issuing the permit.
8. Describe, as precisely as possible, the specimens entering trade (live animals, skins, flanks, wallets, shoes, etc.). If a specimen is marked (tags, identifying marks, rings, etc.), whether or not this is required by a Resolution of the Conference of the Parties (specimens originating in a ranching operation, specimens subject to quotas approved by the Conference of the Parties, specimens of Appendix I species bred in captivity for commercial purposes, etc.), indicate the number and type of mark. The sex and date of birth of the live animals should be recorded, if possible.
9. i. Enter the number of the Appendix of the Convention (I, II or III) in which the species is listed.
ii. Use the following codes to indicate the source:

- M Specimens taken from the wild
X Specimens taken in "the marine environment not under the jurisdiction of any State"
R Ratched specimens: specimens of animals reared in a controlled environment, taken as eggs or juveniles from the wild, where they would otherwise have had a very low probability of surviving to adulthood
D Appendix I animals bred in captivity for commercial purposes in operations included in the Secretariat's Register, in accordance with Resolution Conf. 12.10, and Appendix I plants artificially propagated for commercial purposes, as well as parts and derivatives thereof, exported under the provisions of Article VII, paragraph 4, of the Convention
A Plants that are artificially propagated in accordance with Resolution Conf. 11.11, as well as parts and derivatives thereof, exported under the provisions of Article VII, paragraph 5 (specimens of species included in Appendix I that have been propagated artificially for non-commercial purposes and specimens of species included in Appendices II and III)
C Animals bred in captivity in accordance with Resolution Conf. 10.16, as well as parts and derivatives thereof, exported under the provisions of Article VII, paragraph 5
F Animals born in captivity (F1 or subsequent generations) that do not fulfil the definition of "bred in captivity" in Resolution Conf. 10.16, as well as parts and derivatives thereof
Y Specimens of plants that fulfil the definition for "assisted production" in Resolution Conf. 11.11, as well as parts and derivatives thereof
U Source unknown must be justified
I Confiscated or seized specimens
O Pre-Convention

10. Indicate the total number and quantity of specimens. If this is not possible, either of them and specify the unit of measurement used. Do not use general terms.
When specifically noting the amount of regulated specimens contained in the manufactured product(s), angle brackets (<>) shall be used. A period (.) shall be used as the decimal separator when indicating fractional values.

11- 11b. The country of origin is the country in which the specimens were taken from the wild, bred in captivity or artificially propagated, except in the case of plant specimens that cease to qualify for an exemption from the provisions of CITES. In such instances, the country of origin is deemed to be the country in which the specimens ceased to qualify for the exemption. Indicate the number of the permit or certificate of the exporting country and the date of issuance. If all or part of the information is not known, this should be justified in block 5. This block must only be completed in case of re-exports.

12- 12b. The country of last re-export is the country from which the specimens were re-exported before entering the country in which the present document is issued. Enter the number of the re-export certificate of the country of last re-export and its date of issuance. If all or part of the information is not known, this should be justified in block 5. This block must only be completed in case of re-export of specimens previously re-exported.

14. Enter the number of the bill of lading or air way-bill if the method of transport used requires the use of such a document.

2) The official of Management Authority must complete following blocks.

- 1a. The original permit/certificate number is a unique number allocated to each document by the Management Authority.
2. For export permits and re-export certificates, the date of expiry of the document may not be more than six months after the date of issuance (one year for import permits).
5. Special conditions may refer to national legislation or special conditions placed on the shipment by the issuing Management Authority. This block can also be used to justify the omission of certain information.
5b. Indicate the number of the security stamp affixed in block 13.
6. The name, address and country of the issuing Management Authority.

13. To be completed by the official who issues the permit. The name of the official must be written in full. The security stamp must be affixed in this block and must be cancelled by the signature of the

3) The official of Customs must complete following blocks

15. To be completed by the official who inspects the shipment at the time of export or re-export. Enter the quantities, name of port, date of permission, signature and a stamp.

(注) 用紙の大きさは、A列用紙とする。

5a. この取引の目的として、次のコードを記入
T 商業 Z 動物園 G 植物園 Q サークス又は巡回展示
S 科学的研究 H ハンティングトロフィー P 個人用 M 生物・医学研究
E 教育 N 野生への reintroduction 又は introduction
B 飼育繁殖又は人工繁殖 L 法執行

7. (当) 種動物の学名(属名及び種名、必要に応じて亜種名)を記入。
(6) 当(種)動物の学名(属名及び種名又は亜種名)を記入。
8. 取引される動物の種類(生きてゐる動物、皮、財物、鞆など)を正確に記入。
マーク(タグ、識別マーク、リング等)が付けられている場合、マークの数字とタイプを示す。生きてゐる動物は、可能な限り性別及び生年月日を記入。

9. i. 当該動物の条約附属書番号(I、II又はIII)を記入。
ii. 当該動物の出所として、次のコードを記入

- M 野生から取られた動物
X 何れかの国の管轄下にもない海洋環境において取得された動物
R ランチング事業から生まれた動物(自然から採集された動物の飼育で繁殖され、管理された環境で飼育された動物。これらは、自然環境下では成体まで生き残る可能性が極めて低いと考えられるもの)
D 商業目的の飼育により繁殖させた条約附属書 I に掲げられた動物(決議 12.10 に従って登録された商業目的で繁殖させたものに限る)又は商業目的の人工的に繁殖させた条約附属書 I に掲げられた植物(決議 7.4 項の規定に基づき輸出されるもの)
A 人工的に繁殖させた動物(決議 11.11 において定義される「人工繁殖」の要件を満たすものであって、条約第 7 条第 5 項の規定に基づき輸出されるもの) (条約第 11 条に該当する植物については、商業目的で繁殖させたものに限る)
C 飼育により繁殖させた動物(決議 10.16 において定義される「飼育」に該当する動物であり、又はその他の方法で輸出された動物の要件を満たすものであって、条約第 7 条第 5 項の規定に基づき輸出されるものに限る)
F 飼育により繁殖させた動物(C の区分に該当しないものに限る)
Y 補助生産の動物(決議 11.11 において定義される「補助生産」から得られた動物)の要件を満たすもの
U 出所不明 正当に正当化される
I 没収又は押収された動物
O 条約発効前に取得された動物

10. 取引される動物の合計数及び個数(又はその合計数)を記入。数及び個の両方が記入された場合は、いずれかの方を記入し、計量単位は国際的な単位を用いること。
掛合包装物の各包装容器に付する単位「コ」は「個」を用いて記載すること。
小数点を示す際は、ピリオド「.」を用いて記載すること。

11- 11b. 動物の出産地又は採取地、その動物が採集された国又は飼育国及び発給国を記入。この欄は、再輸出の場合のみ記入。

12- 12b. 動物の出産地又は採取地又は再輸出地、その動物が発給された国又は発給国及び発給日を記入。この欄は、以前に再輸出された動物の再輸出の場合のみ記入。

14. 輸送方法が、船舶運送又は航空運送などの使用を必要とする場合、それらの書類の番号を記入(番号が空欄に記入すること)。

2) 管理当局の担当者またはその代理人が記入する

- 1a. 許可書、証明書の番号
2. 有効期限 輸出/再輸出は6ヶ月、輸入は1年
5. 特別条件
5b. 13 欄に貼られるセキュリティスタンプの番号
6. この書類を発給する管理当局の名称及び住所

13. この書類が発給日、この書類を発給する権限を有する者の署名(又は氏名)を記載し、公印(捺印)の上、セキュリティスタンプを貼付

3) 税関の担当者またはその代理人が記入する

15. 税関員による、輸出/再輸出(輸出、戻却)、輸出/再輸出(巻、戻却)日、署名の記載及び押印

別紙様式 1 - (2)・別紙様式 1 - (3) (略)

別紙様式 2・別紙様式 3 (略)

別紙様式 2・別紙様式 3 (略)